

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年9月20日（平成28年（行情）諮問第593号及び同第595号）

答申日：平成29年1月18日（平成28年度（行情）答申第659号及び同第660号）

事件名：「平成25年度 自殺関係報告書（児童生徒の事件等報告書）」等の一部開示決定に関する件
「平成26年度 自殺関係報告書（児童生徒の事件等報告書）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下の文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

文書1 平成25年度の児童生徒の事件等報告書

文書2 平成26年度の児童生徒の事件等報告書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月30日付け26受文科初第3961号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同日付け26受文科初第3964号による一部開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

不開示にした部分は、法5条1号に該当しない。（氏名を除く）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

審査請求に係る行政文書は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間に文部科学省初等中等教育局児童生徒課宛てに提出された文書1及び同年4月1日から平成27年3月31日までの期間に文部科学省初等中等教育局児童生徒課宛てに提出された文書2である。

文部科学大臣は、本件対象文書につき、法5条1号の不開示情報に該当

することから不開示としたところ、審査請求人から、処分1及び処分2（原処分）の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書には、「事件等の概要」、「発生日時」、「発生場所」、「当該児童生徒の名前・学校名」、「学校の概要」、「事件等の経緯」、「当該児童生徒に関すること」及び「事件前・事件後の対応について」並びに都道府県教育委員会連絡先、報告主体及び報告日が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条1号に該当する。

(2) すなわち、本件対象文書には、当該児童生徒の氏名、学年・年齢及び性別のほか、学校名、学校の所在地等学校の特定につながる情報、学校生活の状況や家庭環境などといった事件の背景事情や事件に至る経緯を含めた当該児童生徒の個人的な特性に関する情報、事件発生の日時及び場所の特定につながる情報等が記載されているものであり、これらは全体として当該児童生徒を識別することができるものである。

(3) したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法5条1号本文所定の情報に該当するというべきである。

3 原処分に当たっての考え方について

文部科学省においては、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法5条1号本文所定の情報に該当するため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第593号及び同第595号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月20日 諮問の受理（諮問第593号及び同第595号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年10月6日 審議（同上）
- ④ 同年12月13日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 平成29年1月16日 諮問第593号及び同第595号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、平成25年度及び平成26年度の児童生徒の事件等報告書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部（別表の2欄に掲げる部分）を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、氏名を除く部

分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして原処分
の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、
以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該
当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件不開示部分について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の性格等
について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

（ア）文部科学省では、児童生徒をめぐる重大事件（事件や自殺等）の
事実関係を正確かつ迅速に把握するため、各都道府県・指定都市教
育委員会生徒指導担当課（以下「教育委員会担当課」という。）に
対し、児童生徒をめぐる重大事件が発生した場合には「児童生徒の
事件等報告書（別表の1欄に掲げる（1）ないし（11）の項目に
よる構成）又は別表の1欄に掲げる各項目を含む報告書」（以下
「事件等報告書」という。）の提出による報告を依頼している。

（イ）本件対象文書は、平成25年度及び平成26年度に教育委員会担
当課から提出のあった事件等報告書であり、原処分においては、法
5条1号に該当する別表の2欄に掲げる部分を不開示とした。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、
上記ア（ア）で諮問庁が説明するとおりの構成であり、原処分におい
ては別表の2欄に掲げる部分が不開示とされていることが認められ、
本件不開示部分は、別表の2欄に掲げる不開示部分のうち氏名が記載
されている部分を除く部分（以下、別表の1欄に掲げる（1）ないし
（11）の順に「不開示部分①」ないし「不開示部分⑪」という。）
であると認められる。

（2）不開示情報該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分を不開
示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下の
とおり説明する。

（ア）上記第3の2において説明したとおり、不開示部分①ないし不開
示部分⑧には、報告された児童生徒の氏名の他にも、当該児童生徒
の学校名及び事件の背景や経緯等の情報が記載されており、また、
不開示部分⑨には教育委員会担当課の課名、担当者氏名及び連絡先
（電話番号及びFAX番号）、不開示部分⑩には事件等報告書の報
告主体である教育委員会名、不開示部分⑪には報告日の情報がそれ
ぞれ記載されている。

これらの情報はいずれも事件等報告書によって報告のあった特定
の個人（児童生徒）を識別することができる情報であり、法5条1

号本文前段の不開示情報に該当する。

(イ) 本件不開示部分に記載されている情報を文部科学省が公にした事実や公にする予定はない。

(ウ) 以上のことから本件不開示部分を法5条1号の不開示情報に該当するとして、不開示としたことは妥当であるとする。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討を行う。

(ア) 不開示部分①ないし不開示部分⑪(本件不開示部分)に記載されている情報は、いずれも事件等報告書によって報告のあった児童生徒に関する情報であるから、一体として各々の児童生徒に係る法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

(イ) 諮問庁は、本件不開示部分に記載されている情報を公にしていなことから法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

(ウ) 次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、児童生徒の氏名を除く不開示部分①ないし不開示部分⑪のいずれかの情報を公にした場合、児童生徒の友人や知人といった一定範囲の者には当該児童生徒の特定や推測が可能となることは否定し難く、それらの者に詳しい事件・事故の経緯や事情等が明らかとなつて、当該児童生徒の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

(エ) したがって、本件不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表（児童生徒の事件等報告書の構成及び不開示部分）

1 児童生徒の事件等報告書の構成（項目名）	2 不開示部分
（１）事件等の概要	項目名以外の全て
（２）発生日時	
（３）発生場所	
（４）当該児童生徒の名前・学校名	
（５）学校の概要	
（６）事件等の経緯	
（７）当該児童に関すること	
（８）事件前・事件後の対応について	
（９）都道府県教育委員会連絡先	
（１０）報告主体	全て
（１１）報告日	